

富山県木造住宅耐震診断支援事業

1 耐震診断に要する費用

耐震診断に要する経費の約9割を県が負担します。申請者の負担額は以下のとおりです。

☆延床面積280㎡以下：

図面ありの場合 2,000円 図面なしの場合 4,000円

☆延床面積280㎡超：

図面ありの場合 3,000円 図面なしの場合 6,000円

2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅とします。

- ① 木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。
- ③ 在来軸組工法によるもの。

3 お申し込み受付場所等

診断のお申し込み窓口は、(社)富山県建築士事務所協会となります。

Tel : 076-442-1135

高岡市木造住宅耐震改修支援事業

1 補助金額と負担の割合

補助金の額は耐震改修工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額とする。

ただし、1件あたりの補助金額が60万円を超える場合は、60万円とする。

- ・耐震改修工事に要する経費が90万円までは、補助金額＝経費×2/3
- ・耐震改修工事に要する経費が90万円を超えた場合は、補助金額は一律 60万円

2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ④ 木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。
- ⑤ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。
- ⑥ 在来軸組工法によるもの。

3 助成の対象となる耐震補強工事

(財)日本建築防災協会による一般耐震診断、精密診断等により、耐震補強の必要性があるとされた住宅(診断の結果、総合判定が1.0未満の場合)について、耐震改修工事後、総合判定が1.0以上とする耐震改修工事に要する経費とします。

4 お申し込み受付場所及び期間

補助申請の窓口は、高岡市建築指導課となります。

TEL : 20-1429 FAX : 20-1477

お申し込みは通年で可能ですが、耐震改修工事は3月31日までに完成する必要があります。

なお、この事業は平成23年度までに限る事業です。